

酸化亜鉛〔司生堂〕

2008年9月改定

日本薬局方 酸化亜鉛

| | |
|----------|------------------|
| 日本標準分類番号 | 872649 |
| 承認番号 | 16100AMZ02301000 |
| 薬価収載 | 1986年3月 |
| 販売開始 | 1986年3月 |
| 再評価結果 | 1979年2月 |

薬効分類名：鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤

【貯法】

気密容器

【組成】

本品1g中に、日本薬局方 酸化亜鉛1gを含有する。

【性状】

本品は白色の無晶性の粉末で、におい及び味はない。

本品は水、エタノール（95）、酢酸（100）又はジエチルエーテルにほとんど溶けない。

本品は希塩酸又は水酸化ナトリウム試液に溶ける。

本品は空気中で徐々に二酸化炭素を吸収する。

【禁忌】（次の部位には使用しないこと）

1. 重度又は広範囲の熱傷〔酸化亜鉛が創傷部位に付着し、組織修復を遷延させることがある。〕
2. 患部が湿潤している場合〔酸化亜鉛が創傷部位に付着し、組織修復を遷延させることがある。〕

【効能又は効果】

軽度の皮膚病変の収れん・消炎・保護・緩和な防腐

【用法・用量】

外用散剤（散布剤）として15～100%軟膏剤・液剤（懸濁剤・リニメント剤・ローション剤等）として2～60%

上記濃度に調製し、いずれも症状に応じ1日1～数回患部に適用する。

【使用上の注意】

(1) 副作用

本剤は、使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

| | |
|-------|---------|
| 種類\頻度 | 頻度不明 |
| 過敏症 | 過敏症状 |
| 皮膚 | 発疹、刺激感等 |

注) このような症状があらわれた場合には使用を中止すること。

(2) 適用上の注意

- 誤って吸入しないように注意させること。
- 眼には使用しないこと。

【薬効薬理】

皮膚の蛋白質と結合して被膜を形成し、収れん、消炎、保護ならびに緩和な防腐作用を現す。また、浸出液の吸収および分泌抑制により、創面または潰瘍面等を乾燥させる。

製造販売元

司生堂製薬株式会社

〒161-0033 東京都新宿区下落合 2-12-10